

朝日 2018.3.15 2018.3.15 37面 (社会)

# 65歳で障害者給付打ち切り「違法」

## 岡山市に賠償命令

岡山地裁判決

65歳を境に障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づく給付を打ち切られ、介護保険の利用で自己負担が生じたとして、岡山市の男性が市の決定の取り消しなどを求めた訴訟の判決が14日、岡山地裁であった。横溝邦彦裁判長は「法の解釈・適用を誤った」として市に不支給決定の取り消しと、約100万円の賠償を命じた。

判決などによると、浅田達雄さん(70)は腕と足に重い障害があり、支援法に基づき月249時間分の介護サービスが無償で受けていた。しかし介護保険対象となる65歳になった2013年2月、市は支援法の給付をしないと決定。介護保険に切り替えたが月1万5千円の自己負担が生じたとい

う。判決は、支援法の給付がなくなることで生活が維持できなくなるのは明らかだと指摘。「市は給付の決定をした上で、介護保険の申請に納得が得られるよう説明をすべきで、決定は違法だった」とし、給付すべきだったと判断した。厚生労働省によると、同

じサービスが提供される場合は保険優先が原則だが、07年、全国の自治体に「一律に介護保険を優先しない」と通知、柔軟な対応を求めている。14年の調査では、回答した259自治体のうち6自治体が、65歳で支援法の介護サービスを打ち切っていた。岡山市は15年2月から個別の事情に応じ、支援法と同じサービスが利用できるように方針を変えたという。大森雅夫・同市長は「関係者や弁護士と協議した上で検討したい」とコメントを出した。

(本間ほのむ)

赤いんぶん

15面 赤いんぶん

2018年3月15日(木曜日)

### 障害者の介護保険優先「違法」判決

浅田達雄さん(70)がいます。13年に岡山市を訴えてから約5年。この間「障害者が65歳になって収入が増えるわけでもないのに利用料負担を強いられるのは、年齢による差別だ」「年齢を追うごとに障害は重くなるのに介護保険でサービス支給量が減るのは理不尽だ」という言が全国から沸きあがっています。判決は、浅田さんの生活状況や介護保険サービスの原則1割負担が経済上難しい状況であることを認め、市の障害福祉サービスの不支給決定は「障害者自立支援法7条の解釈・適用を誤ったもの」として「違法」と断じました。判決は、浅田さんが



浅田さん(70)が勝利の旗を出す。弁護士は14日、岡山市。

## 年齢による差別許さない 全国の障害者を励ます

介護保険優先原則 それまで障害福祉サービスを利用していた障害者65歳の誕生日を迎えたことなど介護保険の優先利用を求めるもの。非課税世帯が障害福祉サービスを利用した場合、2010年4月か

65歳になる前に障害福祉サービスの申請をしたことは「介助がなければ日常生活を送ることが不可能な状況であったことが認められ、申請を認めなければ浅田さんが「生活を維持することは不可能な状態に陥ると述べています。重度障害のある浅田さんの暮らしがら判断した判決内容です。浅田さんと同じよう

ら利用料は無料になりました。これに対し、介護保険サービス利用では原則1割の自己負担が発生します。また、介護保険ではメニューごとの細切れのサービスしか利用できない、介護保険サービス

に現障害者総合支援法7条の介護保険優先原則は違憲として、千葉でも脳性まひで重度障害のある男性が裁判を起しています。今回の判決は、障害者の事情を客観的にみだした判断で、この男性の裁判の参考になるだろうと代理人の泉裕麻弁護士はいいいます。今回の判決は、障害者の意識になっても本人の意向によっては引き続き障害福祉サービス

には相当するものがない障害福祉サービス固有のものがあるなど障害福祉サービスのほらだが、柔軟性があります。このため介護保険に移行した障害者は、多くの不自由を強いられています。

「浅田さんの勝利は全国の仲間への勝利です。障害者ももっと生きやすい社会になるためにがんばろう。高知市から車いすで支援に駆けつけた松本誠司さん(49)はわが事のよちに喜びました。」

(泉裕麻記)

### 障害福祉打ち切り違法

介護保険優先原則 原告が全面勝訴

岡山地裁

障害者自立支援法(現障害者総合支援法)7条の介護保険優先原則に基づき、65歳になったたん介護保険の申請がないから障害福祉サービスをすべて打

ち切ったこと(不支給決定)は違憲・違法と岡山市を相手取り、脳性まひで障害のある浅田達雄さん(70)「岡山市」が訴えていた裁判で、岡山地裁(横溝邦彦裁判長)は14日、市が決定した処分は違法として、市の障害福祉サービスを不支給決定処分の取り消しと、65歳前まで利用していたものと同様の障害福祉サービスの支給決定をすべきだとする判決をだしました。原告、浅田さんの訴えを全面的に認めるもの。損害賠償金100万5千円も認めました。憲法判断は示しませんでした。

関連15面

浅田さんは判決後の集会で「生きる権利、人間として平等の権利を認めてもらった」と喜びました。浅田さんの代理人の泉裕麻弁護士は「判決が、処分の取り消しだけでなく、本来すべき障害福祉サービスの支給まで踏み込んだ判断を示した」と評価しました。

山陽

2018.3.15 3/面

新聞定価 月曜～日曜4,037円(税別)・3,738円(税別)・3,288円(税別)・1,300円(消費税込み) 第3種郵便物認可

### 介護打ち切りは違法

岡山地裁判決 65歳以上障害者訴え

65歳に達したことを理由に障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の介護サービスを打ち切られ、自己負担が生じる介護保険への移行を強いられたのは不当として、脳性まひの浅田達雄さん(70)が岡山市による打ち切り処分の取り消しなどを求めた訴訟の判決が14日、岡山地裁であった。横溝邦彦裁判長は「市の処分は支援法の解釈、適用を誤っており違法」と述べ、処分を取り消し、慰謝料など約100万円の支払いを命じた。判決によると、手続などに重慶のまひがある

浅田さんは、支援法に基づいて月249時間の訪問介護を受けていた。低所得のため自己負担はなかった。横溝裁判長は、支援法の規定は介護保険と二重給付を避けることが目的で、65歳以上の障害者に適用する場合は「個々の生活状況を考慮すべき」と指摘。浅田さんの場合は経済的負担が困難な状態にあり、横溝裁判長は打ち切り処分が生活の維持が不可能になることとは明らかに違ふと述べ、市の処分は違法と断じた。規定自体は「全面勝訴を認めろ」と考えた。浅田さん【高橋祐貴、益川豊子】

### 障害者支援法の訪問介護

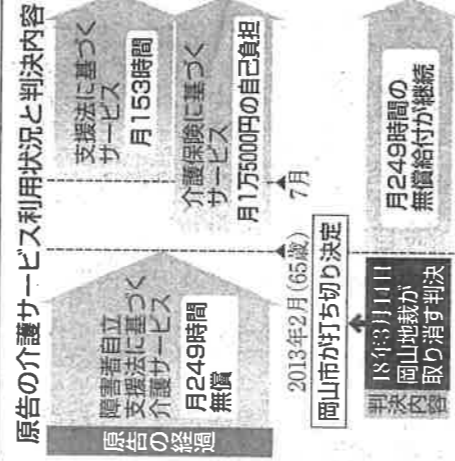
65歳を境に、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づく無償の訪問介護が打ち切られ、介護保険の利用で自己負担が生じたのは不当として、脳性まひ患者の浅田達雄さん(70)＝岡山市中区高島＝が同市の決定を取り消しなどを求めた訴訟で、岡山地裁は14日、原告側の主張をほぼ認め、市に決定の取り消しと慰謝料など107万5千円の支払いを命じる判決を言い渡した。

支援法は65歳以上の障害者に介護保険の適用を優先する原則を規定しており、原告弁護団によると、この原則の違憲性を問う全国初の訴訟。判決は違憲性の判断にまで踏み込まず、利用者の実情に応じて柔軟に運用するよう自治体に求めた厚生労働省の過去の通知を追認した形となった。判決理由で横溝邦彦裁判長は、浅田さんが介助なし

# 65歳無償打ち切り違法

## 判決 岡山市に取り消し命令

では日常生活が送れない一方、介護保険の適用に伴って月額1万5千円を自己負担するのは経済上難しい状況だったと指摘。「原告が自立支援法の給付継続を希望したことは理由があり、市はその決定をした上で、納得を得ながら介護保険に關係する申請を勧めたりすべきだった」とし、市の決定を「支援法の解釈・適用を誤った違法なもの」と結論付けた。判決では、1人暮らしの浅田さんは月249時間の訪問介護を無償で利用していたが、2013年2月、65歳になるのを理由に打ち切られた。同7月、市から支援法に基づく月153時間の給付を認められたが、残る96時間分の給付は介護保険で受けていた。



が自立支援法の給付継続を希望したことは理由があり、市はその決定をした上で、納得を得ながら介護保険に關係する申請を勧めたりすべきだった」とし、市の決定を「支援法の解釈・適用を誤った違法なもの」と結論付けた。判決では、1人暮らしの浅田さんは月249時間の訪問介護を無償で利用していたが、2013年2月、65歳になるのを理由に打ち切られた。同7月、市から支援法に基づく月153時間の給付を認められたが、残る96時間分の給付は介護保険で受けていた。

原告弁護団の眞裕麻団長は「裁判所が浅田さんの声に耳を傾けてくれた。全国的にも意義のある判決だ」と評価し、岡山市の大森雅夫市長は「市の主張が認められなかった部分の対応は、関係者や弁護士と協議して検討したい」とのコメントを発表した。

## 「生きる権利保障された」喜ぶ原告

65歳を境に障害者自立支援法による無償の訪問介護を打ち切った岡山市の決定を違法とした岡山地裁の判決に、原告の浅田達雄さんは「生きる権利が保障された」と語り、喜びをこめしめた。同地裁前で弁護士らが勝訴を伝える垂れ幕を掲げると、支援者から拍手と歓声が湧き起こった。岡山市内で開かれた報告会で、電動車いすの浅田さんは集まった約120人の前に「判決にほことした。勝った。勝った」と両腕を目いっぱい突き上げた。弁護団の光成卓明弁護士(岡山弁護士会)は「声を上げられず諦めていた障害者の味方になる判断だ」と判決を評価した。同種の訴訟を起したり検討したりしている人も駆け付け、千葉地裁で係争中の天海正克さん(68)＝千葉

と評価し、岡山市の大森雅夫市長は「市の主張が認められなかった部分の対応は、関係者や弁護士と協議して検討したい」とのコメントを発表した。

## 「生きる権利保障された」喜ぶ原告

65歳を境に障害者自立支援法による無償の訪問介護を打ち切った岡山市の決定を違法とした岡山地裁の判決に、原告の浅田達雄さんは「生きる権利が保障された」と語り、喜びをこめしめた。同地裁前で弁護士らが勝訴を伝える垂れ幕を掲げると、支援者から拍手と歓声が湧き起こった。岡山市内で開かれた報告会で、電動車いすの浅田さんは集まった約120人の前に「判決にほことした。勝った。勝った」と両腕を目いっぱい突き上げた。弁護団の光成卓明弁護士(岡山弁護士会)は「声を上げられず諦めていた障害者の味方になる判断だ」と判決を評価した。同種の訴訟を起したり検討したりしている人も駆け付け、千葉地裁で係争中の天海正克さん(68)＝千葉



浅田達雄さん(右) 報告集会で両腕を上げて喜ぶ浅田さん(右)



浅田達雄さん(右) 報告集会で両腕を上げて喜ぶ浅田さん(右)

### 介護保険優先原則

### 柔軟対応を厚労省通知

65歳に達した障害者を巡る障害者自立支援法と介護保険法の適用に関しては、厚生労働省が2007年3月、「障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様」として、介護保険優先を基本としつつ一律には当てはめないよう通知している。同省による14年8月の全国抽出調査(259自治体が回答)では、介護保険の要介護認定などを申請しないまま、65歳到達後も継続して支援法に基づく障害福祉サービス利用申請があった場合、78自治体が同様の

サービスの支給を決めた上で引き続き介護保険の申請を呼び掛けている。同サービスは、関係者や弁護士と協議して検討したい」とのコメントを発表した。

同省は15年2月にも、支援法のサービスを一律に打ち切ることがないよう通知。岡山市はこれまでに、個別事情を考慮して同サービスの利用を続けられるよう見直ししている。岡山地裁で14日に判決が出されたのと同種の訴訟は、千葉地裁でも係争中。